## 雇用保険被保険者資格喪失届

(必ず記載要領の注意事項を読んでから入力してください。)

帳票種別	1被保険者番号	2事第	所番号	3資格	取得年月日	
15103	5083 - 3411	36 - 0 400	1 - 624726 -	2 平成	31 年 4 月	1 日
4離職年月日	5喪失原因		6離職票交付希望	7 1週間の所定的	労働時間 8%	浦充採用予定の有無
令和 3 年 1 月 5	2 1 離職以 2 3以外	以外の理由 の離職 きの都合による離職	1	25 時間	0 分	② 空白無 1 有 ]
9新氏名	-	ガナ (カタカナ)				
10個人番号	ļ		 ) )			
473564317468	共	所 : [3季節	]			
		載¦ <u>L</u> 欄¦				
被保険者氏名	性別	生年月日	取得時被保険者種類	転勤年月日	管轄安定所番号	雇用形態
マツモト アサコ	女昭和	<mark>22</mark> 年 3月 9日	高年齢	年 月 日	40010	パートタイム
資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間	時間 分	事業所名略称	株式会社サンヨウサー	·ビス		
被保険者の住所又は居所	福岡市博多区千	代3-45-1-801				
被保険者でなくなったことの原因及び被保険 者に氏名変更があった場合は氏名変更年月日	自己都合					
14欄から19欄は、被保険者が外国人の場合の	    み入力してください。					
14被保険者氏名(ローマ字)または新氏名(ロ	Iーマ字) (アルフ:	ァベット大文字で入力し	,てください。)			
15在留カード番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の英数字	) 16在留期間			17派遣・請負	就労区分	
	西暦	年月	日	1 沂	:過・請負労働者とし :該事業所以外で就労	
18国籍・地域					こ該当しない場合	_
19在留資格		「不明」	等の場合はその理由を	た入力してくださ	U1.	
						]
雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により	、上記のとおり届ける	L ます。				J
住 所 福岡市中央区長浜2-3-(	3				令和   3   -	年 <mark>1</mark> 月 <mark>21</mark> 日
事業主 氏 名 長谷 幸一郎	,				記名押印又は 記名押印又は	<b>署名</b>
電話番号 092 - 718 -	7886				印	
156H E. J. 100 -	7000				福岡中央公共	共職業安定所長 殿
社会保険 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号				
労務士	製社会保険労務士 位下 方惠	080 - 4367 - 4352	*			
2411134		1-	<u> </u>			
			備			
			VF3			
所次課	係係	操作	考			
長長長	長	者	確認通知	1 令和	年	月 日

電子申請システム 2021年01月21日 18時21分

## 雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用) 様式第5号 (1) 被保険者番号 | 5083 - 341136 - 0 | (3) マッモト アサコ (4) 雕 職 4001 - 624726 - 2 (2) 事業所番号 年月日 雕職者氏名 5) 名称 株式会社サンヨウサービス 事業所 所在地 福岡市中央区長浜2-3-6 福岡市博多区千代3丁目45-1-801 住所又は居所 電話番号 092 - 718 - 7886 この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。 ※離職票交付 住所 福岡市中央区長浜2-3-6 職領 番) 事業主 氏名 長谷 幸一郎 票印 離職の日以前の賃金支払状況等 (8) 被保険者期間算定対象期間 (13) (10)( 一般被保険者等 賃金支払対象期間 備 基礎 日数 (A) (B) Ħ 離職日の翌日 1月6日 12<sub>月</sub>6日~ 雕 職 日 雕職月 **0**日 1月 1日~ 雕 職 日 0日 11 月 6日~12月 5日 0日 12月 1日~12月31日 **0**日 月 10 月 6日~11月 5日 月 <mark>12</mark>日 <mark>11月 1日~11月30</mark>日 **3**日 9月6日~10月5日 8月6日~9月5日 7月6日~8月5日 月 8日 10月 1日~10月31日 **15** ⊟ 9月 1日~ 9月30日 8月 1日~ 8月31日 83400 <mark>11</mark> ⊟ 月 6月6日~ 7月5日 月 <mark>18</mark> ⊟ 7<sub>月</sub> 1<sub>日~</sub> 7<sub>月</sub>31<sub>日</sub> 11<sub>日</sub> 74800 74800 9456 5月6日~6月5日 **23**日 6<sub>月</sub>1日~<mark>6月30日 17</mark>日 9456 月 <mark>4</mark>月 6日~ 5月 月 <mark>11</mark> ⊟ 5月 1日~ 5月31日 3月6日~4月5日 4月1日~4月30日 2月6日~3月5日 3月 1日~ 3月31日 18日 93000 93000 月 21日 1月6日~2月5日 月 22日 月日~月日 月 13日 12<sub>月</sub>6日~ 1月5日 月 日~ 月 日 15) この証明書の記載内容((7) 欄を除く)は相違ないと 認めます。(記名押印又は署名) 概載者 氏 名 (15)欄の記載 〇有・〇無 (16)欄の記載

様式第5	<sub>業式第5号</sub> 雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用) [続紙]																	
(1) 被保険者都	<b>新号</b>	5083	- 3	341136	- 0	(3) フリガナ マツモト アサ				サコ			(4)	職令和	£		月	B
(2) 事業所番	号	4001	- 6	24726	- 2	維耶	離職者氏名 松本 朝子					年月		3	3	1	5	
(5) 名	称									(6)								
事業所 所	在地									雅明	諸者の							
電話		-		-						住所习	スは居所	電話番	号 -		-			
		明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。						※離	職票交付		年	月	日離	受				
事業主		福岡市中央区長浜2-3-6 長谷 幸一郎					(交)	寸番号		番)			領					
E	長名 *	(II #	щ						印						票	印		
	雕職の日以前の賃金支払状況等																	
(8) 被	保険者	期間算定	対象其	間間	(9) (8)0	(10)				(11) (10) ກ	(12)	質	金	额	1	13	)	
(A) —	般被任	<b>录</b> 険者等		(B)短期 雇用特例	期間における	賃	金支払対	e 支払対象期間			13			104		備考		考
離職日の	39 D			被保険者	質金支 払基礎					基礎日数	(A	.)	(B)	Bt				
月		用 職 職	H	雕職月	日数日	月	В~	雕職	В	日								
月	日~		B	月	В	月	日~	_	B	В								
月	日~		日	月	В	月	日~		В	B	_				=			_
月	日~		日	月	В	月	日~		日	В	_				=			_
A	B ~		В	月	В	月 月	B ~	月	В	В					+			_
月	日~		В	月	В	月	日~	月	B	В					=			_
月	日~	月	日	月	日	月	日 ~	月	日	日					7			
月	日~	月	日	月	В	月	日~	月	日	В					7			
月	日~	月	日	月	日	月	日~	月	日	日								
月	日~	月	日	月	В	月	日 ~	月	日	日								
月	日~	月	日	月	B	月	日 ~	月	日	日								
月	日~	月	日	月	B	月	日 ~	月	日	日								
月	日 ~	月	日	月	日	月	日 ~	月	日	日								
(14) 賃金に											(15)		E明書の記載内容( す。(記名押印又)		除く)は	旧違な	いと	
関する 特記事項											難	職者		~ <b></b> /				ED
*	(15)	欄の記載	ŧ	C 有	· O #	1												
公共		欄の記載		〇有	· O #	ŧ												
職業		資· 「	聴															
安																		

業主記入欄		離	職	理	由	
1	(1) 倒産手続開始、手	杉取引停止によ:	る離職			
			事業再開の見込み7.	かないため離職		
	定年による離職 (定年 定年後の継続雇用	□ ○ を希望し		からcまでのいす	れかを 1つ選択してく	(ださい)
			していなかった 又は退職事由 (年齢	命に係るものを除く	(。以下同じ。) (こ該) しないことができる事由」(	当したため
	○ b 平成25年3月3	由と同一の事由とし 31日以前に労使協	,て就業規則又は労使協 諸定により定めた継続	定に定める「継続雇用 雇用制度の対象とな	しないことができる事由」! :る高年齢者に係る基準に	□該当して麒職した場合 □該当しなかったため
3		よるもの				
=	(1) 採用又は正牛優の (1回の契約期間 (当初の契約締結後に: (当初の契約締結後に: (定年後の再雇用を日 4年6箇月以上5年 →ある場合(同一	再雇用時等にあ 関目、通算 契約期間や更新 契約期間や更新 あらかじめ定め 以下の通算契約 事業所の有期雇	契約期間 回数の上限を短縮 回数の上限を設け、 られた雇用期限到 期間の上限が定め	箇月、契約更新回	数 回) こよる離職(こ該当 ( よる離職(こ該当 ( ) ある・ ( ) ない) Kによる離職で ( 年以下の通算契約明確	する・ C しな する・ C しない ある・ C ない) の上限が
	(2) 労働契約期間為」( [1] 下記[2]以5	(24年0月10日E による顧職 Nの労働者	別いらためられて	O cue. Oc	ואטי אנו	
	(1回の契約期間 (契約を更新又は延長 (直前の契約更新時に) (当初の契約締結後に) 労働者から契約の更新	面月、通算することの確約 配上め通知の	契約期間 ・合意の ( ) 有・ ( ) 無) 加が ( ) ある・ ( ) を希望する旨( ) を希望しない( ) の希望に関す。	<ul><li>箇月、契約更新回</li><li>○ 無(更新又(</li><li>○ない)</li><li>の申出があった</li><li>≦の申出があった</li></ul>	数 <u>回</u> ) は延長しない旨の明示	の <mark>C</mark> 有・ <mark>C</mark> ∮
	○ [2] 労働者派遣事 (1回の契約期間 (契約を更新又は延長	業に雇用される 箇月、通算 することの確約	派遣労働者のうち 契約期間 1 ・合意の () 有 () を希望する旨()	常時雇用される労(	輸者以外の者 数 □ □) は延長しない旨の明示	の <mark>C</mark> 有・ <mark>C</mark> i
	労働者から契約の更新 の a 労働者が適能		<ul><li>○ を希望しない ○ の希望に関する の希望に関する</li></ul>	る申出はなかった		
	○ b 事業主が適所が取りやめに が取りやめに (aに該当する場合	用基準に該当す; こなったことに。  合は、更に下記	る派遣就業の指示を よる場合を含む。) 3の5のうち、該当	E行わなかったこと する主たる離職理	、な場合 とによる場合(指示し) 由を更に1つ選択して 己載してください。)	
=:::::::::	(3)早期退職優遇制度、 (4)移籍出向		等により離職			
=	(1) 解雇 (重責解雇 (2) 重責解雇 (労働 (3) 希望退職の募集又(	を除く。) 者の責めに帰す/ ま退職勧奨	べき重大な理由に。			
=::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	<ul><li>・・ [1] 事業の縮小又は</li><li>・・ [2] その他(理由を</li></ul>		半う人員整理を行う	うためのもの		
	労働者の判断によるも (1)職場における事情(	の こよる離職	下 雪金泥配 時界	明外供酬 採田条件	との相違等)があった	÷.⊁-
=	労働者が判断し 「2 ] 東安全では他の	にため たかない	<b>空間接が禁しく事</b> っ	ヤタストニが電影	(物産の物長 嫌おこ)	+197 to
	受けたと労働者: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が判断したため 背児休業、介護( があったと労働:	休業等に係る問題 者が判断したため	(休業等の申出拒否	、妊娠、出産、休業	身を理由とする
=::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	<ul><li>・・ [4] 事業所での大規</li><li>・・ [5] 職種転換等に減</li></ul>	見模な人員整理が 適応することがE	があったことを考慮 困難であったため	Bした離職 (教育訓練の	<mark>C</mark> 有 · <mark>C</mark> 無	)
=::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	<ul><li> [6] 事業所移転に。</li><li> [7] その他(理由を</li></ul>	トリ世別凶難と	なった (なる) ため	り(旧(新)所在地	3:	
₹	(2) 労働者の個人的な	事情による離職	(一身上の都合、軸	<b>広職希望等</b> )		
6	その他(1 - 5のいす (理由を具体的に	れにも該当しな	(い場合)			
具体的事情記載相						
自己都合						
	の判断 (選択すること)					

			る場合があり、適正			
事業主記入欄		離	職	理	由	
	1 事業所の倒産等に					
□	<ul><li>(1) 倒產手続開始、</li></ul>					
Γ	<ul><li>・・(2)事業所の廃止3</li><li>2 定年によるもの</li></ul>	くは事業活動停止後	<b>B菜冉開の見込みが</b>	ないため離職		
	・・ 定年による離職 (5	年 歳)				
	-	□ ○ を希望し	ていた (以下のa	からcまでのいず	れかを 1 つ選択してく	ださい)
	定年後の継続雇用	ਜ਼ ○ を希望し	ていなかった			
	○ a 就業規則	川に定める解雇事由又	スは退職事由 (年齢	に係るものを除く	。以下同じ。) に該	当したため
	(肝椎事田又は20				ないことができる事由」に 5高年齢者に係る基準に	
		(具体的理由:	ALICO JALOJICANION	E/13/930K-02/23/8/-C-0/-6	NEW TRANSPORTED TO	BX = 0 -010 - 5 / C / C
	3 労働契約期間満了					
□	<ul><li>・ (1) 採用又は定年</li></ul>	後の再雇用時等にある	うかじめ定められた			
	<ul><li>(1回の契約期間 (当初の契約締結)</li></ul>	箇月、通算 約に契約期間や更新	契約期間 画 可数の上限を短縮し	1月、契約更新回数 ・・その上限到来に	回) よる離職に該当 <b>(</b> )	<b>4</b> 8 ⋅ ∩ I
	(当初の契約締結)	<b>後に契約期間や更新</b> 原	回数の上限を設け、	その上限到来によ	る離職に該当 (	する・してした
		寺にあらかじめ定め! 5 年以下の通算契約!			ある・ (ない)	
					による離職で () :以下の通算契約期間	ある・ 🦰 な の ト明が
_	-	平成24年8月10日前				
Γ	<ul><li>(2)労働契約期間</li><li>(1)下記[2]</li></ul>					
	(1回の契約期間	箇月、通算	空約期間 無	1月、契約更新回数	(II)	
	(契約を更新又は	E長することの確約	<ul><li>合意の</li></ul>	○ 無(更新又は	延長しない旨の明示	の の 有・の
		寺に雇止め通知の ( 後に不更新条項の追加		*****		
	(当初の契約締結)	gに小史新来県の追, ■	川小 (○のる・(○			
	労働者から契約の	更新又は延長	○ を希望しない旨			
			○ の希望に関する	申出はなかった		
	○ [2] 労働者派	書事学に雇用される?	示適労働者のうち党	開展田される労働	実以外の実	
	(1回の契約期間	箇月、通算		月、契約更新回数		
	(契約を更新又は	延長することの確約	・合意の ○ 有・	○ 無(更新又は	延長しない旨の明示	の 〇有・〇
	労働者から契約の	macマ/+2/5 E	<ul><li>を希望する旨の</li><li>を希望しない旨</li></ul>			
	力制台かり失利の	定制人は延設 (				
	○ a 労働者が	が適用基準に該当する	る派遣就業の指示を	拒否したことによ	る場合	
				行わなかったこと	による場合(指示し7	こ派遣就業
		りめになったことに。 る場合は 東に下記		オス全たる難職理は	を更に1つ選択して	ください
	該当するもの	のがない場合は下記の	か6を選択した上、	具体的な理由を記	載してください。)	
	·· (3)早期退職優遇制	度、選択定年  度等	<b>等により離職</b>			
<u> </u>	·· (4)移籍出向		3 0 · > miles			
_	4 事業主からの働き					
		₹雇を除く。) 労働者の責めに帰す∕	べき重大な理由によ	る解雇)		
_	(3)希望退職の募集			O ISTALL)		
	[1] 事業の縮小		<b>¥う人員整理を行う</b>	ためのもの		
Γ	<ul><li>・・・・ [2] その他(項 5 労働者の判断によ</li></ul>					
	<ul><li>カ動台の刊前によ</li><li>(1)職場における事</li></ul>					
□	····· [1] 労働条件に	係る問題(賃金低)	下、賃金遅配、時間	外労働、採用条件	との相違等) があった	t٤
	労働者が判断 ・・・・・「2] 事業全又に		・ 福倍が蒸しく事コ	カスような言語 /:	故意の排斥、嫌がらt	(第) を
	受けたと労働	動者が判断したため				
□	···· [3] 妊娠、出層	(育児休業、介護体	*業等に係る問題(	休業等の申出拒否、	妊娠、出産、休業等	9を理由とする
	・・・・・ [4] 事業所での	ハ) があったと労働? )大規模な人員整理か	ョル刊断しににめ があったことを考慮	した離職		
F		に適応することが			有·〇無	)

電子申請システム 2021年01月21日 18時21分

Æ								
Pff								
58								
概定								
棚								
ができるもの また、本	は電子申請による申請も可能です。本 のを本離職証明書の提出と併せて送信 手続きについて、社会保険労務士が電 ることを証明することができるものを:	することをもって、当該被保険者の! 子申請による本届書の提出に関する:	B子署名に代えることができ F続を事業主に代わって行う	ます。 場合には、当該社会保険	労務士が当該		_	
	l	T E 2	8 SE T D	*	所長	次長	課長	Γ
社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	电船带方					Г
労務 士	年 月 日		-					ı
記載欄		E	-					L

	新一個 茶 50 年 1
6 その他(1 - 5のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に 具体の事情記載機 (事変主用)	
(16)離職者本人の判断(選択すること) 事業主が記入した離職理由に異議	印

電子申請システム 2021年01月21日 18時21分